

香川高等専門学校防災規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における防災管理の徹底を期し、火災、震災及びその他の災害（以下「災害」という。）を予防し、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 防災組織及び業務等

(防災管理の総括)

第 2 条 校長は、教職員、学生、その他本校の施設を使用する者（以下「教職員等」という。）の生命・身体の安全を図るため、所属職員を指揮監督し、防災管理業務を総括する。

2 事務部長は校長を補佐し、防災管理の総括事務をつかさどる。

(防火管理者及び防災管理者)

第 3 条 本校に消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条及び第 36 条に規定する防火管理者及び防災管理者を置き、以下の職位をもつて充てる。

一 総務課総務課長

二 管理課管理課長

2 前項の職位が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 3 条及び第 47 条に規定する資格を有しない場合は、当該資格を有する者のうちから校長が指名する。

3 防災管理者は、校長の命を受け、次に掲げる業務を行う。

一 消防計画の作成及び変更

二 消火、通報及び避難の訓練の実施

三 火気の使用又は取扱いに関する監督

四 避難又は防止上必要な構造及び設備の維持管理

五 収容人員の管理

六 その他防災管理上必要な業務

(防災責任者及び火元責任者)

第 4 条 常時の災害予防について徹底を期するため、防災管理者の下に防災責任者及び火元責任者を置く。

- 2 防災責任者は、本校不動産取扱細則第5条に規定する不動産監守者をもって充てる。
- 3 防災責任者は、防災管理者を補佐し、監守区域内の火元責任者に対する指導及び監督を行う。
- 4 火元責任者は、本校不動産取扱細則第5条に規定する不動産補助監守者をもって充てる。
- 5 火元責任者は、防災管理者及び防災責任者の指導の下に、次に掲げる業務を行うとともに、退庁時の際火気の安全を確認する。
 - 一 火気、電気、ガス等の点検
 - 二 引火、発火等の危険のある設備、薬品等の点検
 - 三 地震等における倒壊等のおそれのある器具、薬品、危険物等の安全確認
 - 四 その他日常における火気の手締り

(自衛防災隊)

第5条 本校に災害発生時における被害を最小限にとどめるため、自衛防災隊を置く。

- 2 前項の規定による自衛防災隊の編成及び任務は、別表第1のとおりとする。
- 3 校長は、火災の発生、地震警戒宣言及びその他の災害に関する警報発令があつたとき、又は災害発生のおそれがあると認めたときは、自衛防災隊を招集し、自ら隊長となり必要な任務を指揮する。
- 4 自衛防災隊は、隊長の指揮のもと、非常態勢を整えるとともに、危険がないと認められ又は警報が解除されるまで、火気の使用を制限するなど、適宜の措置をとらなければならない。

第3章 防災教育及び訓練

(防災教育等の実施)

第6条 校長は、防災管理者に、教職員等に対し、防災に関する必要な知識及び技術の向上を図るため、防災教育及び防災訓練を実施させるものとする。

(防災教育)

第7条 防災管理者は、教職員等に対し、次に掲げる事項について防災教育を行うものとする。

- 一 火災予防上遵守すべき事項
- 二 火災発生時の対応
- 三 地震及びその他の災害発生時の対応

四 その他必要な事項

2 学生に対する防災教育は、教育の一環として行うものとする。

(防災訓練)

第8条 防災管理者は、次に掲げる事項について、年1回以上防災訓練を実施し、防災意識の高揚及び普及に努めるものとする。

一 消火に関する事項

二 通報に関する事項

三 避難誘導に関する事項

四 その他防災上必要な事項

2 防災管理者は、前項の防災訓練を実施するに当たっては、あらかじめ所轄の消防機関に連絡するとともに、必要があるときは、その指導を要請するものとする。

第4章 災害の予防

(点検検査基準)

第9条 防災管理者は、消防用設備等の適正管理及び機能保持のため、別表第3に定める点検検査を行わせるものとする。

2 防災管理者は、常時の災害予防について徹底を期するため、建物、避難設備、火気使用施設等について、適正管理と機能保持のため、別表第3により日常自主検査を行わせるものとする。

3 点検検査を行った者は、前項の点検検査において改善等を行うべき事項を発見したときは、速やかに防災管理者に報告するものとする。

4 防災管理者は、点検検査の結果、改善等の必要があると認めるときは、関係者に通知するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(臨時の火気使用)

第10条 通常火気を使用しない場所において臨時に火気を使用する者は、防災管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けたときは、使用上の注意事項を遵守しなければならない。

(火災予防等の遵守事項)

第11条 教職員等は、火災予防のため、次に掲げる事項を遵守するとともに、防火管理者、防災責任者及び火元責任者が行う防災上の指示に従わなければならない。

一 火気を使用する場合は、常に周囲を整理、整頓し、火気使用中は当該場所を離れないこと。

- 二 火気使用後は、熱源を完全に遮断し、安全を確認すること。
- 三 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近に支障となる物を置かないこと。
- 四 廊下、階段等の避難通路及び防火扉等の付近に障害物を置かないこと。
- 五 退室に当たっては、必ず火気の点検を行い、安全を確認の上退室すること。
- 六 火気の不始末を発見したときは、適切な措置をとるとともに、防災管理者、火元責任者又は警備員に報告すること。
- 七 喫煙場所以外では喫煙をしないこと。
- 八 防災上行う巡視、点検検査及び調査等に協力すること。

(危険物の取扱い)

第 12 条 危険物を取り扱う者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 危険物の取扱いは、法令その他の定めるところによること。
- 二 危険物の保管に当たっては、盗難防止及び転倒防止の措置をとること。
- 三 危険物の性質により、保管室内の温度、湿度、遮光及び換気に十分留意すること。
- 四 引火性の危険物の保管場所においては、火気の手扱いに十分注意すること。
- 五 危険物を大量に移動しようとするときは、あらかじめ防災管理者に通知し、必要な指示をうけること。

(工事に対する遵守事項)

第 13 条 防災管理者は、構内において工事を行う場合は工事請負業者に対し、次の事項について指示を行うものとする。

- 一 工事請負業者に対して、指示された場所以外では喫煙させないこと。
- 二 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をすること。
- 三 塗装などに危険物を使用する場合は、その都度防災管理者の承認を得ること。
- 四 放火を防止するため、資機材の整理、整頓を行うこと。

第 5 章 災害発生時の対応

(通報等)

第 14 条 防災管理者は、災害が発生した場合の災害連絡系統図を作成のうえ、教職員等に周知しなければならない。

- 2 教職員等は、火災を発見した場合は、直ちに総務課・管理課（勤務時間外は警備員室）へ通報するとともに、初期消火に努めなければならない。
- 3 校内に災害が発生した場合、自衛防災隊は第5条第3項及び第4項の規定に基づき、それぞれ担当任務の遂行に当たるものとする。

（調査報告）

第15条 防災管理者は、本校に災害が発生したときは、災害の原因及び災害による損害並びに防災責任者及び火元責任者の管理状況等について調査し、速やかに校長に報告しなければならない。

第6章 東南海・南海地震対策

（組織）

第16条 東南海・南海地震が発生した場合における防災に関する業務を行う組織は、第5条に定める自衛防災隊とする。

（隊長等の権限及び業務）

第17条 隊長は、自衛防災隊の活動に関する一切の権限をもち、東南海・南海地震に伴う津波警報等が発表された場合等東南海・南海地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を行うものとする。

- 一 通報連絡班・総務班に地震及び津波に関する情報の収集に当たらせること。
 - 二 東南海・南海地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、構内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - 三 避難誘導班に教職員等の避難誘導に当たらせること。
 - 四 教職員等を指定された避難場所に避難、集合させること。
 - 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

（教職員等の責務）

第18条 東南海・南海地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した教職員等は、直ちに校長及び総務課長・管理課長にその旨を報告するものとする。

- 2 要救助者を発見したときは、校長及び総務課長・管理課長に知らせるとともに、救護班が現場に到着するまで、周囲の者と協力して救助活動を行うこと。

(火元責任者の責務)

第 19 条 火元責任者は、地震時の災害を予防するため、第 4 条第 5 項第 3 号に規定する安全確認について、次の事項を実施するものとする。

- 一 ロッカー，自動販売機等の転倒防止措置
- 二 窓ガラス，看板，広告塔等の落下，飛散防止措置
- 三 火気使用設備・器具からの出火防止措置
- 四 危険物の流出，漏えい防止措置
- 五 高所に置かれた重量物を低所に移動措置

(通報連絡班・総務班の業務)

第 20 条 通報連絡班・総務班は次の活動を行うものとする。

- 一 班長の指示に基づき，直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め，随時班長に報告すること。
- 二 班長の指示に基づき，地震及び津波に関する情報及び団長の命令の内容等防災上必要な情報を，次号に定める手段を用い，教職員等に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し，それぞれの場合に応じた教職員等に対する情報伝達の手段等を定めておくこと。

(避難誘導班の業務)

第 21 条 避難誘導班は，次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は班長の指示に基づき，速やかに建物内の避難路の確保及び安全の確認，避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ，完了後はその旨を班長に報告すること。
- 二 班長から避難誘導開始の指示を受けたときは，教職員等を避難誘導すること。
- 三 誘導の際には，拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し，混乱の発生防止に努めること。
- 四 教職員等の避難誘導が完了したときは，その旨を確認し直ちに班長に報告すること。

(地震発生後の安全措置)

第 22 条 教職員等は，地震が発生した場合は，次の安全措置を行うものとする。

- 一 地震発生直後は，身の安全を守ることを第一とする。
- 二 火気使用設備・器具の直近にいる教職員等は，元栓，器具栓の閉止及び電源遮断を行い，各火元責任者はその状況を確認する。

三 防災管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検、検査を行い、異常が認められた場合は応急措置を行う。

四 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(その他不測の事態)

第 23 条 隊長は、東南海・南海地震が発生した以後の状況等から、この防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(教育)

第 24 条 防災管理者が行う東南海・南海地震対策の防災教育は、第 7 条に規定する事項に併せて、次の事項を含むものとする。

一 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する事項

二 地震津波に関する一般的な事項

三 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する事項

四 教職員等が果たすべき役割

五 地震防災対策として現在講じられている対策に関する事項

六 今後地震対策として取り組む必要のある事項

(訓練)

第 25 条 防災管理者が行う東南海・南海地震対策の防災訓練は、第 8 条に規定する事項に併せて、次の事項を含むものとする。

一 情報収集・伝達に関する事項

二 津波からの避難に関する事項

三 その他前各号を統合した総合防災に関する事項

(広報)

第 26 条 防災管理者が教職員等に対して事前に行う広報は次によるものとする。

一 地震が発生した場合に出火防止、教職員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

二 正確な情報入手の方法

三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

四 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

五 各地域における避難地及び避難路に関する知識

第7章 災害発生後の措置

(被害状況の把握)

第27条 隊長は、別表第4の災害発生後チェック表に基づき点検を行い、支障を来すものにあつては直ちに応急措置の指示を行うものとする。

2 隊長は、学校内に在る者の所在を確認し、不明の者がある場合は直ちに防災機関等に通報するとともに、各班協力して救護活動に当たることを指示するものとする。

第8章 消防機関との連絡調整

(消防機関との連絡調整)

第28条 防災管理者は、次に掲げる事項について、常に所轄の消防機関と連絡を密にし、災害防止の徹底を期すよう努めなければならない。

一 防災管理者の選任（解任）の届出

二 消防計画の作成（変更）届出

三 防災訓練実施事前の報告

四 消防用設備等の設置の届出

五 消防用設備等の点検結果の報告

第9章 災害発生時の援助協力

(避難場所等の提供)

第29条 地方公共団体から次の事項について要請があつた場合は、校長が承諾するものとする。

一 本校の施設を災害時における市民の避難場所等とする要請

二 災害時において、前項の避難場所等として指定した本校施設の利用要請

2 校長は、人命救助その他の救援活動のため、可能な限り要員の派遣及び施設等の提供を行うものとする。

(雑則)

第30条 この規程の定めるもののほか、防災に関する必要事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

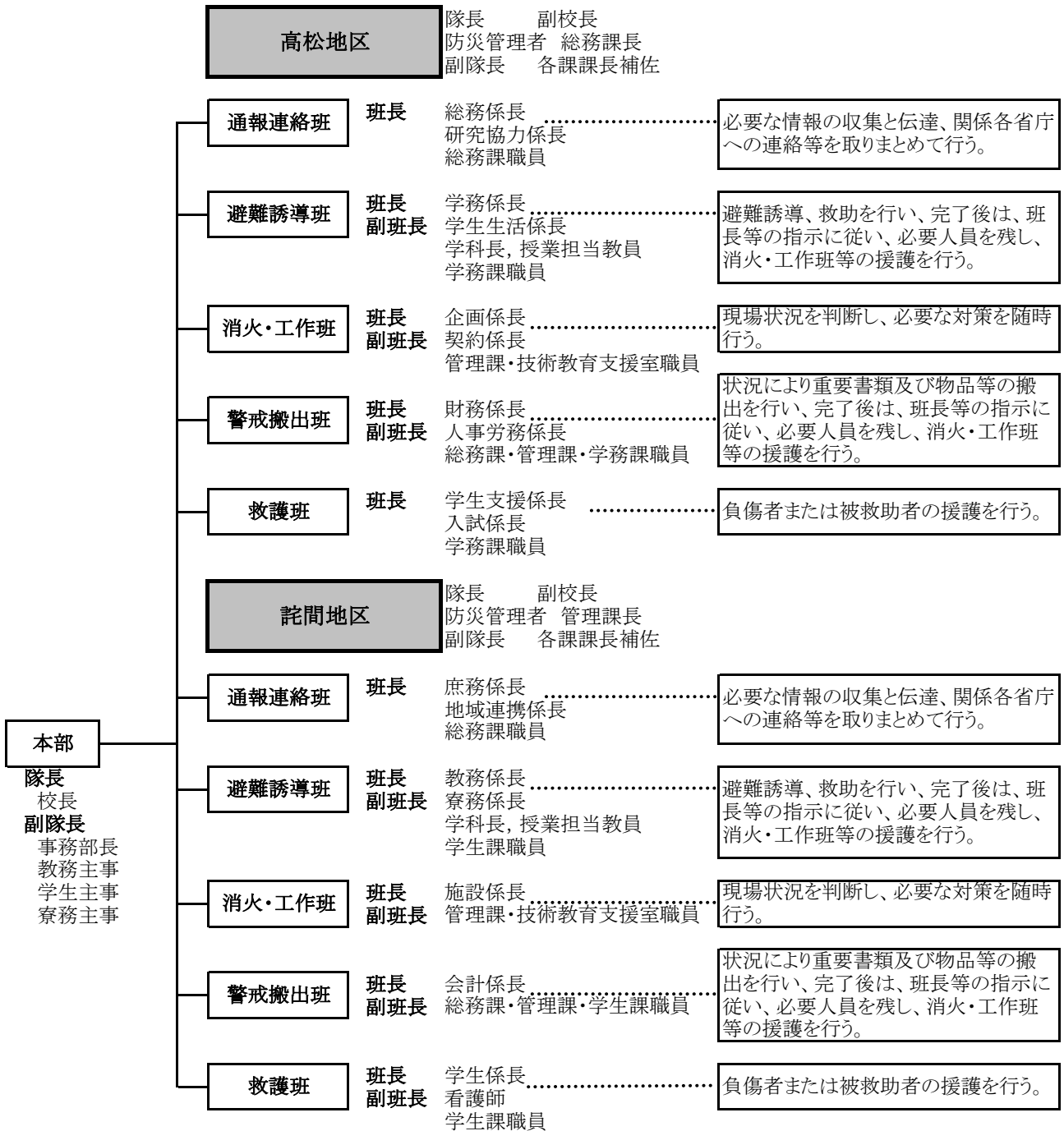
附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

自衛防災隊組織図



別表第2

消防設備等の点検基準及び検査担当者

消防設備等	内容及び方法	検査の期間	検査担当者
消火器具 消防用水 誘導灯 誘導標識	外観点検及び機能点検	6 月	外部委託
避難器具 屋内消火栓設備	外観点検及び機能点検	6 月	外部委託
自動火災報知設備 防火戸設備 非常警報設備	総合点検	1 年	外部委託
配線	総合点検	1 年	外部委託

別表第3

自主点検項目及び検査担当者

項 目	内容及び方法	検査の周期	検査担当者
火気使用設備器具	異常の有無	毎 日	火元責任者
電気器具や配線	異常の有無	毎 日	火元責任者
厨房や湯沸設備	異常の有無	毎 日	火元責任者
吸い殻の処理や ゴミ片付けの状況	状況の確認	毎 日	火元責任者
避難通路階段下等の 物品の除去	状況の確認	毎 日	火元責任者
終業時の火気やガス元栓	状況の確認	毎 日	火元責任者
その他	異状, 危険物等の確認	毎 日	火元責任者

災害発生後のチェック表

実施事項	適否	措置
ガス漏れ箇所はないか		
漏水箇所はないか		
油漏れはないか		
LPGボンベの固定は		
電気配線, 器具に異常はないか		
発電機の機能はよいか		
階段, 通路の障害物はないか		
主要な出入り口の開放はよいか		
建物の損壊等危険箇所はないか		
窓ガラスの破損等危険箇所はないか		
屋外看板等に危険箇所はないか		
学内者の状況		

点検完了日時	
点検者氏名	